

彦都第451号
令和8年(2026年)1月28日

施設をご利用される皆様へ

彦根市都市政策部都市計画課長

施設利用料金の一部改正について

平素は、各公園施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、彦根市公園条例の一部改正に伴い、施設利用料金の一部を令和8年4月1日から改定いたします。

今回の改定は、各施設における人工芝の張替えなど、将来生じる大規模な施設更新に備え積み立てを行うものです。積立額は施設ごとに管理し、基金として有効に活用してまいります。

今後も、公園施設の持続可能な管理運営や、サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 対象施設 金龜公園 多目的競技場、テニスコート
荒神山公園 テニスコート

2 施設利用料（市民利用の場合）

金龜公園

使用区分	時間区分	改定後	改定前	改定額（積立額）
テニスコート (1面につき)	1時間当たり	660円	600円	60円
多目的競技場	1時間当たり (平日)	3,000円	2,000円	1,000円
	1時間当たり (平日以外)	6,000円	4,000円	2,000円

荒神山公園

使用区分	時間区分	改定後	改定前	改定額（積立額）
テニスコート (1面につき)	1時間当たり	660円	600円	60円

※市の区域外の居住者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の額に50%加算した額となります。

3 適用開始日 令和8年4月1日ご利用分から